

## 那須塩原テニス協会 細則(変更案202203)

この細則は会則を補足するものとして定める。また、会の運営上の取り決めなどを明文化するもので、理事会又は総会の承認を得て決定されることとする。

### 会則第1章・第2条（総則の解釈）

※2重登録について・・・県協会の2重登録の説明（2010HPより）によれば、県登録はひとつのクラブからしか認めないが、個人が複数のクラブに加入するのは問題ないとの解釈がある。那須塩原テニス協会としても、この説明に準じ複数のクラブに所属することを認める。但し、県協会登録はひとつのクラブからのみとする。また、那須塩原テニス協会内の複数のクラブに所属することに問題ないが、那須塩原テニス協会への登録は同協会内のいずれかひとつのクラブからのみ登録を認める。

### 会則第2章・第5条

#### (1) テニス大会等の開催要領の基本的事項について

※大会及び講習会等の参加費は原則として各大会ごとに定めるが、開催状況により変更も可とする

※協会登録クラブは原則として年度内に1回の大会運営に参加してください。※ ドロー会議後のダブルスのペア交代は、本戦及び予備日も1名認めるがポイントはつかない。

※シングルの交代は認めない

※デフォ等により参加者（ペア）数が大きく減った場合には、そのクラスの参加者全員の同意によりドローを組み替える場合があります。

※予備日まで出場できる人のみ申し込みができる

※ダブルスの参加費は1名のみが協会登録でも協会登録と同額(年齢の高い方基準)

※前年度各種Bクラスの優勝者はAクラスのエントリーとなります。（ダブルスの場合は同ペア）

※シード選手選考はドロー会議によって決定される。

※A、Bクラスの別がある場合、参加希望クラスは、ドロー会議の権限により、変更されることもある。

※ドロー会議にクラブ単位でエントリーする場合は、代表者が内容に責任を持つものとし、ドロー会議終了後の追加エントリーは一切認めない。

なお、運営担当クラブが、ドロー会議終了後に、ドローや試合方法を修正する必要が生じた場合は、ドロー発表前に限り、ドロー会議出席者の承認を得て必要な措置を行うことができるものとする。

※下限年齢のある種目は、大会開催年の12月31日に下限の年齢に達している者とする。

※リーグ戦における順位は以下の順に決定する。

	A	B	C	D	完了試合	勝敗	勝率	取得ゲーム率	順位
A		63	46	62	3	2勝1敗			1位
B	36		75	46	3	1勝2敗	0.33	0.451	2位
C	64	57		36	3	1勝2敗	0.33	0.451	3位
D	23RET	64	63		2	2勝1敗			4位

① 完了試合数の多いチーム（者）を上位とする。

※ノーショウ、ウィズドロー、リタイアをした試合は完了試合とならない。ただしその相手チーム（者）は完了試合となる。

② 勝率の高いチーム（者）を上位とする。

③ 2チーム（者）が同率となった場合は、お互いの対戦結果（直接対決）の勝者

④ 3チーム（者）が同率となった場合は、以下の要素で順位をつける。

ア 総勝利試合数の多いチームが上位（チーム戦）

イ アが同じ場合、全試合での取得ゲーム率が高いチーム（者）が上位

⑤ ノーショウ、または失格者の取得ゲーム数はすべて0とする。

⑥ けが等によるリタイアの場合は、勝者はリタイアの後、残りのゲームをすべて勝ったとしてゲーム数を記録し、敗者は、リタイアするまでに取得したゲーム数を記録する。

⑦ くじ引き

#### (1) 那須塩原市の施設を利用するテニス大会、テニス講習会、テニス教室の運営主管について

※ 那須塩原市の施設を利用する各種テニス大会、テニス講習会、及びテニス教室等の事業について運営、管理を直接担当する運営主管（者）は以下の通りとする。

- 1 那須塩原テニス協会
- 2 那須塩原テニス協会に所属する各テニス団体
- 3 那須塩原テニス協会から直接委託を受けた者
- 4 那須町テニス専門部
- 5 栃木県シニアテニス連盟
- 6 特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会

※ 運営主管は、運営主管が担当するテニス大会、テニス講習会、及びテニス教室等について天候不順等の理由による中止、開催日の変更について当日、同会場にて決定できるものとし、中止、変更があった場合には速やかに那須塩原市スポーツ協会、及び那須塩原テニス協会に報告するものとする。

※ 運営主管は、運営主管が担当するテニス大会、テニス講習会、及びテニス教室等について事業ごとに開催要綱、予

算書、事業報告、決算書を作成し那須塩原テニス協会に報告するものとする。

- ※ 運営主管は、運営主管が担当する事業ごとに開催要綱、予算書、事業報告、決算書、及び事業の詳細について明示できる記録を3年間以上保管し、那須塩原市スポーツ協会、又は那須塩原テニス協会から説明を求められた場合には、同記録を開示して、同事業の実施内容等について説明しなければならない。
- ※ 運営主管は、那須塩原市体育施設条例を守り、運営が営利目的の事業と看做されないように注意する。

1 那須塩原市春季ダブルステニス大会

- ・ 種目・・・男子ダブルスA・B・45歳・60歳・70歳、女子ダブルスA・B・40歳・60歳・70歳（必要に応じ変更可）
- ・ 参加資格・・・那須塩原市在住・在勤、那須塩原テニス協会登録者
- ・ 参加費（1組）

一般	協会登録（19歳以上）	一般（高校生以下）	協会登録（高校生以下）
3,000	2,000	1,500	1,000

※那須塩原協会登録者（どちらか1名でも可）1ペア2000円

2 那須塩原テニス選手権大会（シングルス）

- ・ 種目・・・男子シングルスA・B・S、女子シングルスA・B・S（必要に応じ変更可）
- ・ 参加資格・・・那須塩原市在住・在勤、那須塩原テニス協会登録者
- ・ 参加費

一般	協会登録（19歳以上）	一般（高校生以下）	協会登録（高校生以下）
2,000	1,500	1,000	750

3 那須塩原オープンテニス大会（ミックスダブルス）

- ・ 種目・・・ミックスダブルス  
※過去の本大会での優勝した同一ペアでの参加は不可。（ペア変更で参加可）
- ・ 参加資格・・・オープン
- ・ 参加費（1組）

一般	協会登録（19歳以上）	一般（高校生以下）	協会登録（高校生以下）
3,000	2,000	1,500	1,000

※那須塩原協会登録者（どちらか1名でも可）1ペア2000円

4 那須塩原市秋季ダブルステニス大会

- ・ 種目・・・男子ダブルスA・B・45歳・60歳・70歳、女子ダブルスA・B・40歳・60歳・70歳（必要に応じ変更可）
- ・ 参加資格・・・那須塩原市在住・在勤、那須塩原テニス協会登録者
- ・ 参加費（1組）

一般	協会登録（19歳以上）	一般（高校生以下）	協会登録（高校生以下）
3,000	2,000	1,500	1,000

※那須塩原協会登録者（どちらか1名でも可）1ペア2000円

5 那須塩原テニス協会クラブ対抗戦・・・別紙、実施要領による

- ・ TTAクラブ対抗戦の予選会を兼ねる大会とする。
- ・ TTAクラブ対抗戦参加チーム選出基準は次の順位とする。
  - 1、 「TTAクラブ対抗戦那須塩原予選会」の優勝チーム
  - 2、 資格取得チームが参加できない時は、順次繰り下げする
  - 3、 参加希望チームが1チームの時はそのチーム
- ・ 本大会に出場するチームの出場選手は、大会年度の6月1日現在で各クラブが那須塩原テニス協会に登録した個人登録料の添付名簿に記載されていなければならない。
- ・ 本大会に出場するチームが TTA 主催のクラブ対抗戦への出場権を希望する場合、同チームの出場選手は全員大会開催年度において TTA の登録者でなければならない。
- ・ 本大会に出場したチームが TTA クラブ対抗戦の参加資格を得た場合、TTA のクラブ対抗戦に出場する際の選手を同チームが所属するテニス団体のメンバーをもって変更することができる。
- ・ 別々のテニス団体に所属するメンバーで構成されたチームについては TTA のクラブ対抗戦に出場する資格がないものとする。

6 那須塩原新春オープンダブルステニス大会

- ・ 種目・・・男子ダブルスA・B・45歳・60歳・70歳、女子ダブルスA・B・40歳・60歳・70歳（必要に応じ変更可）
- ・ 参加資格・・・オープン
- ・ 参加費（1組）

一般	協会登録（19歳以上）	一般（高校生以下）	協会登録（高校生以下）
3,000	2,000	1,500	1,000

※那須塩原協会登録者（どちらか1名でも可）1ペア2000円

7 那須塩原市テニス講習会

- ・ 種目・・・テニスの初歩、ゲームの基礎・ミニゲーム
- ・ 参加資格・・・那須塩原市在住・在勤、那須塩原テニス協会登録者、小学4年生以上 80名程度
- ・ 参加費・・・一般1,000円～2,000円、協会登録者500円～1,000円

8 那須塩原市ナイターテニス教室

- ・ 10回程度 毎週2回 予備日を2回程度設定
- ・ 種目・・・テニスの初歩、ゲームの基礎・ミニゲーム
- ・ 参加資格・・・那須塩原市在住・在勤、那須塩原テニス協会登録者
- ・ 参加費・・・一般・協会登録者2,000円～4,000円、高校生以下1,000円～2,000円
- ・ 指導者手当・・・メイン指導者500円/日、アシスタント200/日。

9 ナイタージュニアテニス教室

ナイタージュニア教室を委託する場合、下記の通りとする。

- ・ 会則第2章・第5条、細則(3)③那須塩原テニス協会から直接委託を受けた者（運営主管）に委託する。
- ・ 3ヶ月を1単位とする年間継続事業とし、一年を通じて毎週2回の教室を開催する。
- ・ 教室種目：テニスの初歩、ゲームの基礎・応用、及び国体強化選手候補の育成コース
- ・ 参加資格：那須塩原市在住及び同市近隣に在住する小中高生とする。
- ・ 本会は、本事業について教室の企画、立案、指導を行う指導者（(公財)日本テニス協会登録指導者又は(公財)日本スポーツ協会公認テニス指導者）と教室指導契約を締結する。
- ・ 運営主管は、那須塩原市体育施設条例を守り、運営が営利目的の事業と看做されないように注意する。
- ・ 運営主管は、参加費用や受講定員の有無、指導者の人数、収支予算などを記載した事業計画書を本会との間で協議し、作成する。
- ・ 那須塩原テニス協会は、運営が営利目的の事業と見做されないよう、運営主管を監督し、必要に応じ指導及び助言を行う。

第3章・第7条 総会の代議員選出数の定義(役員も含む)

- ・ 5名以下・・・1名
- ・ 10名以下・・・2名
- ・ 11名以上・・・3名

※6月1日現在の登録者名簿により決定する

第4章・第11条 役員改選・・・会長以外の役付けは別紙、輪番表にて決める

※会長、ジュニア委員長以外の役員（副会長、事務局、事務局補佐、会計、監事）の輪番は各クラブ間の調整により決定する。

第5章・第17条 栃木県テニス協会登録

- ・ 栃木県テニス協会登録料・原則として当協会会員はすべて栃木県テニス協会へ登録するものとする。但し、県内他協会からの栃木県テニス協会登録者は除く

◆参加費・活動費の補助など

時期	項目	負担金など	補助額	備考
4月	TTA総会	懇親会5,000円程度及び交通費	実費全額	条件：会則運営活動費支給内規第3条ただし書
9月頃	指導員養成講習会	15,000円程度	参加費のみ	登録料は自己負担
1月頃	TTA指導者講習会	1人4,000円以内	参加費のみ 4名以内	条件：講習会、教室指導者参加
2月頃	県北連盟総会	交通費	実費全額	
3月頃	C級審判員研修	1人5000円程度	参加費のみ 2名以内	条件：各協会活動への協力
3月頃	TTA都市対抗大会	参加費30,000円程度	交通費1人1,000	
3月頃	TTAクラブ対抗戦	2チームで3万円	交通費1人1,000	代表クラブのみ
年間	TTA競技運営委員 TTAベテラン委員会	TTA大会運営	1回3,000円	
年間	スポーツ振興課への事務連絡などの交通費 県北連盟ドロー会議等		1回1,000円	
年間	ホームページ管理		年額20,000円	

◆文書管理規則

(1)文書保存期間について

- ①総会資料・・・永年
- ②会計証拠書類・・・5年
- ③その他の書類・・・3年

(2)文書保存は事務局が担当し、事務局が変わる場合はその保管書類を書面、及び電子データで次期事務局に継承するものとする。

◆その他

栃木県テニス選手権の那須塩原協会割当数(推薦枠)の選出

栃木県テニス選手権大会の参加資格に当協会からの推薦枠がある大会については、TTAの選考基準により、希望者が直接TTAに参加申込をする。尚、推薦枠以上の申込があった場合については、当協会選出の競技運営委員を通じて、当協会内で主催大会上

位者又は県ランキングを参考とし調整するものとするが、調整が不調の時は TTA に選考を委任することとする。(2011.4より県大会方法変更により)

この付則は2008年4月1日から適用する (2008.3.6総会承認)  
この改正は2010年4月1日から適用する (2010.3.4総会承認)  
この改正は2011年4月1日から適用する (2011.3.3総会承認)  
この改正は2012年4月1日から適用する (2012.3.11総会承認)  
この改正は2013年4月1日から適用する (2013.3.3総会承認)  
この改正は2014年4月1日から適用する (2014.3.4総会承認、2014.3.27役員会承認)  
この改正は2015年4月1日から適用する (2015.3.8総会承認)  
この改正は2016年4月1日から適用する (2016.3.6総会承認)  
この改正は2017年4月1日から適用する (2017.1.26役員会承認)  
この改正は2018年4月1日から適用する (2018.3.4総会承認)  
この改正は2019年4月1日から適用する (2019.1.31役員会承認)  
この改正は2020年4月1日から適用する ( )  
この改正は2021年4月1日から適用する (2021.3.9総会承認)  
この改正は2021年4月1日から適用する (2021.3.9総会承認)  
この改正は2022年4月1日から適用する